## 講師派遣に係る取り扱いについて

佐野市社会福祉協議会

社会福祉法人佐野市社会福祉協議会(以下、本会)は日程調整や燃料費の高騰などによる講師の負担が大きいことから、企業及びそれに類似する団体から依頼のあった講師派遣(講習会・研修など)については、以下のように取り扱います。

## 1 日程について

・講師の日程調整を円滑にするため、可能な限り候補日を複数設定してください。

(講師の都合上、ご希望に沿えない場合がございます。ご了承ください。)

・実施希望日の1か月以上前にご連絡ください。

## 2 謝金について

- ・手話・点字・その他福祉団体が講師として講習会などを実施する場合は、 依頼者(企業など)が講師謝金を負担するものとします。
- ・謝金金額は、1人につき5、000円(1回あたり)
- ・支払い方法は原則、依頼者(企業など)と講師で調整の上、決定してください。また支払いに係る手続きなどについても依頼者(企業など)側が行ってください。

## 3 その他

- ・講師派遣を希望する場合は、以下の手順になります。
  - ① 日程や内容確認をするため、<u>実施希望日の1か月以上前まで</u>に事前 に本会までご連絡ください。
  - ② 原則、<u>実施日の2週間前まで</u>に「講師派遣について(依頼)」を本会まで提出してください。
    - ※ただし、講師日程調整が難しい場合はこの限りではありません。
  - ③ 「講師派遣について(依頼)」をもとに講師派遣の手続きを本会が行います。
- ・実施するにあたり、講師の使用する駐車スペースの確保や備品の借用など をお願いする場合がございます。